

公 示 公 告

平成28年3月3日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

裁判所共済組合本部
副本部長 笠 井 之 彦

- 1 件名
平成28年度司法研修所及び裁判所職員総合研修所におけるクリーニング業務
- 2 調達内容、納入期限及び納入場所
「別紙第1仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

別紙第 1

平成 28 年度司法研修所及び裁判所職員総合研修所におけるクリーニング業務仕様書

1 適用

本仕様書は、司法研修所及び裁判所職員総合研修所等において、最高裁判所（以下「発注者 A」という。）及び裁判所共済組合本部（以下「発注者 B」という。）が、共同で実施する平成 28 年度司法研修所及び裁判所職員総合研修所におけるクリーニング業務（以下「業務」という）に適用する。

2 物品の規格等及び予定数量

別表のとおり

3 物品の回収及び納品場所

- | | |
|------------------------|--------------------------------------|
| (1) 埼玉県和光市南二丁目 3 番 8 号 | 司法研修所経理課用度係 |
| (2) 埼玉県和光市南二丁目 3 番 5 号 | 裁判所職員総合研修所経理課用度係
総合研修所診療所（総合研修所内） |

4 業務の期間（契約期間）

契約日から平成 29 年 3 月 31 日まで

5 業務の概要

(1) クリーニングの実施

受注者は、別表記載の物品について、クリーニングを実施する。

(2) 物品の回収日

受注者は、毎週水曜日に上記 3 の各部署から物品を回収することとし、水曜日が国民の祝日に当たる場合、水曜日から翌週水曜日までの間に 4 月 27 日から 5 月 6 日、8 月 10 日から 14 日、9 月 21 日から 25 日又は 12 月 28 日から 1 月 3 日を挟む場合は、原則として裁判所の翌開庁日に回収する（例外として翌週の水曜日としても差し支えない）。

ただし、上記以外で回収日を変更する場合には、あらかじめ発注者 A、発注者 B 及び受注者が協議して定めるものとする。

※曜日については、受注者と調整して確定することとする。

(3) 物品の納品日

受注者は、上記(2)の回収した日の翌週水曜日に引き渡すこととし、水曜日が国民の祝日に当たる場合、回収した日から翌週水曜日までの間に 4 月 27 日から 5 月 6 日、8 月 10 日から 14 日、9 月 21 日から 25 日又は 12 月 28 日から 1 月 3 日を挟む場合は、原則として裁判所の翌開庁日に引き渡す（例外として翌週の水曜日としても差し支えない）。

ただし、上記以外で納品日を変更する場合には、あらかじめ発注者 A、発注者 B 及び受注者が協議して定めるものとする。

※曜日については、受注者と調整して確定することとする。

6 代金の請求方法

受注者は、別表の単価を乗じて計算した金額（1円未満の端数切り捨て）に消費税及び地方消費税額を加算し、遅滞なく適法な代金の支払請求書を一月ごとに、発注者A及び発注者Bそれぞれに提出する。

7 その他の事項

- (1) この仕様書に定めのない事項その他疑義のある場合には、その都度、発注者A、発注者B及び受注者が協議して定めるものとする。
- (2) いわゆるグリーン購入法におけるクリーニング業務の判断基準を満たしていること。

(別表)

積算内訳書【平成28年度クリーニング業務】

↓入力欄

品目(品名)		規格	寸法(cm)	積算単価 (円)	予定数量		金額 (円)	
発注者A	白衣	上衣			174	枚	0	
		下衣			53	枚	0	
	シーツ等	布団カバー				20	枚	0
		枕カバー				30	枚	0
		シーツ				30	枚	0
		国旗	180×270			2	枚	0
		法服				16	枚	0
		毛布				10	枚	0
		ベットパット				10	枚	0
		エプロン				80	枚	0
		三角巾				20	枚	0
発注者B	シーツ等	ベッドパッド S			1	枚	0	
		アクリル毛布 S			1	枚	0	
		タオルケット				1	枚	0
		布団カバー				8	枚	0
		ベッドカバー				12	枚	0
		シーツ S				5	枚	0
		シーツ W				1	枚	0
		ピロケース S				14	枚	0
		ピロケース W				7	枚	0
		バスタオル 小				54	枚	0
小計							0	
消費税及び地方消費税額(8%)							0	
合計							0	

見積り合せ要領

件名：平成28年度司法研修所及び裁判所職員総合研修所における
クリーニング業務

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

裁判所共済組合本部
副本部長 笠井之彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所及び裁判所共済組合本部（以下「裁判所等」という。）が平成28年3月3日に公示公告した平成28年度司法研修所及び裁判所職員総合研修所におけるクリーニング業務（以下「本件業務」という。）の調達に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所等から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所等の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名 平成28年度司法研修所及び裁判所職員総合研修所におけるクリーニング業務

(2) 業務内容等

別紙第1仕様書のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成28年3月14日（月）午後4時（郵送又はファクシミリ等による提出可）

※ファクシミリ等の場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当；石橋）

電話 03-3264-5864（D I）

F A X 03-3234-0923

（送信前に電話連絡をお願いします。）

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所等が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があ

るときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 質問等（本件に関する連絡先）

(1) 本件に関する質問を次のとおり受け付けます。

なお、受付はファクシミリによることとします。

ア 受付窓口

2(3)イと同じ

イ 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで（裁判所の休日を除く。）

ウ 質問締切

平成28年3月8日（火）正午まで

エ 質問方式（書式は任意）

原則として1問1答式とする。

(2) 本件内容等に関する修正又は追加情報が発生した場合、該当者全員に対し、情報提供します。

また、質問に対する回答については、該当者全員に対し、平成28年3月10日（木）までに適宜の方法で行います。

7 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。